

社会福祉法人真盛園  
特定施設入居者生活介護事業所  
重要事項説明書

大津市坂本五丁目 13 番 1 号

社会福祉法人 真盛園

電話 077-578-0044

## 1. (介護予防) 特定施設入居者生活介護とは

養護老人ホームが特定施設の指定を受け、要介護・要支援認定等を受けた入居者と契約を結んだ上で、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者に対して特定施設サービスを提供し、要介護・要支援状態等となった場合においても、施設入居者が可能な限り自立した日常生活が営むことができるよう、また本人の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すように、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたって援助を行い、その人らしい生活を継続していくけるよう支援するものです。

## 2. 事業者

- ① 法人名 社会福祉法人真盛園
- ② 法人所在地 大津市坂本五丁目13番1号
- ③ 代表者氏名 理事長 市川 隆成

## 3. 事業所の概要

- ① 名 称 社会福祉法人真盛園特定施設入居者生活介護事業所
- ② 種 類 (介護予防)特定施設入居者生活介護
- ③ 所在地 大津市坂本五丁目13番1号
- ④ 電話番号 TEL 077-578-0044 FAX 077-579-3839
- ⑤ 指定事業所番号 2570100046

## 4. 併設事業

指定年月日

養護老人ホーム	昭和31年 5月 1日
特別養護老人ホーム	平成12年 3月 30日
短期入所生活介護	平成12年 3月 30日
デイサービスセンター真盛園	平成12年 3月 30日
居宅介護支援事業所	平成11年 8月 12日
地域交流センター「老いも若きも」	平成17年 1月 24日
訪問看護ステーション和顔	平成18年 8月 1日

## 5. 施設の目的と運営方針

目的 天台真盛宗西教寺の伝統と宗教的信念に基づいて、老人福祉に関する事業を実践し、地域における老人福祉の拠点となり、人が安心して暮らせる社会作りを目的としています。

法人理念 (1) 人間平等の原則の上に立っての福祉増進  
(2) 宗教的雰囲気の中での心の安らぎ  
(3) 恵まれた自然環境の下での健康保持

施設方針 (1) 利用者主体に努めます。  
(2) その人らしい自立（律）した支援に努めます。  
(3) サービスの質の向上と職員の資質向上に努めます。  
(4) 自分が利用したい施設にします。

## 6. 職員の配置状況

管理者	1名	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに法令等の規定を遵守させるため、必要な措置命令を行う。
生活相談員	1名	利用者の生活相談及び緊急時の対応に当たる。
介護職員	利用者 3名に対して 1名以上	利用者の日常生活の介護、支援、安否確認を行う。
看護職員	利用者 30人に対して 1名以上 (准看護師・看護師)	利用者の健康管理と機能訓練を行う。
計画作成担当者	1名	介護支援専門員の資格を有する者で、利用者の特定施設サービス計画の作成を行う。
機能訓練指導員	1名	利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

## 7. 施設環境について

利用者居室	二人部屋 30 室 総床面積 397.42 m <sup>2</sup> 2 人部屋床面積 13.24 m <sup>2</sup>
浴室の設置状況	大浴槽 1 床面積 22.26 m <sup>2</sup>
食堂の設置状況	床面積 149.93 m <sup>2</sup>
機能訓練室の設置状況	床面積 12.00 m <sup>2</sup>

## 8. サービス内容

当事業では、本人の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「特定施設サービス計画」(ケアプラン)を作成し、その内容をご利用者及び家族の方にご説明致します。

## 9. サービス利用料金

### (1) 利用料金（自己負担分）について

利用料金は下記の記載とおりとします。尚、「特定施設サービス計画」(ケアプラン)の内容によって異なりますので予めご了承下さい。

利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改正後の金額が適用されます。この場合は文書で通知致します。

((介護予防) 特定施設入居者生活介護費) 《1日あたりの料金》

		1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	183 単位	192 円	383 円	574 円
要支援 2	313 単位	327 円	655 円	982 円
要介護 1	542 単位	567 円	1133 円	1700 円

要介護2	609 単位	637 円	1273 円	1910 円
要介護3	679 単位	710 円	1420 円	2129 円
要介護4	744 単位	778 円	1555 円	2333 円
要介護5	813 単位	850 円	1700 円	2549 円

- \* 利用者の負担割合は「負担割合証」に記載された割合となります。
- \* 夜間看護体制加算（II）があります。これは、看護職員により、又は病院等との連携により利用者に対して24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保した場合に、1日につき9単位（1割10円、2割19円、3割29円）を算定します。
- \* 個別機能訓練加算（I）があります。これは、機能訓練指導員・看護職員・生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に、1日につき12単位（1割13円、2割26円、3割38円）を加算し算定します。
- \* サービス提供体制強化加算（I）があります。これは、介護職員の中で介護福祉士の資格を持つ割合が70%以上であること及びサービスの質の向上に資する取り組みを行うことを条件に1日につき22単位（1割23円、2割46円、3割69円）を算定します。
- \* 科学的介護推進体制加算があります。これは、定期的な評価を実施し、計画的に支援をすすめている場合に対して、一月につき40単位（1割42円、2割84円、126円）を算定します。
- \* 協力医療機関連携加算（II）があります。これは、協力医療機関と連携体制を構築し、定期的なカンファレンスの実施により情報共有を行う場合に一月につき40単位（1割42円、2割84円、3割126円）を算定します。
- \* 生産性向上連携加算（II）があります。これは、生産性向上促進の為、見守り機器等を導入し業務改善を継続的に行う場合に一月につき10単位（1割11円、2割21円、32円）を算定します。
- \* 看取り介護加算（I）があります。これは、医師が終末期であると判断した入居者について、医師、看護師、介護職員等が家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合、いづれも1日につき、死亡日1280単位（1割1338円、2割2676円、4013円）、死亡日以前2日又は3日680単位（1割711円、2割1422円、3割2132円）、死亡日以前4日以上30日以下144単位（1割151円、2割301円、452円）、死亡日以前31日以上45日以下72単位（1割76円、2割151円、3割226円）を算定します。
- \* 退居時情報提供加算があります。これは、医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合に、1人につき1回に限り250単位（1割262円、2割523円、3割784円）を算定します。
- \* 高齢者施設等感染対策向上加算（II）があります。これは、要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実施指導を3年に1回以上受けた場合に、1月につき5単位（1割6円、2割11円、3割16円）を算定します。
- \* 新興感染症等施設療養費があります。これは、新興感染症のパンデミック発生時（必要に

応じて指定される）において、施設内で感染した高齢者に対して施設内療養を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として、1日につき240単位（1割251円、2割502円、753円）を算定します。

- \* 介護職員処遇改善加算（I）があります。これは、厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、本人に対し、介護サービスを行った場合に、利用した単位数にサービス別加算率（8.2%）を乗じた単位数で算定されます。
- \* 介護職員等特定処遇改善加算があります。これは、介護職員処遇改善加算（I）を取得し、職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っており、技能・経験のある勤続年数の長い介護職員等の処遇改善を目的に賃金改善する加算として、合計単位数の1.8%を乘じます。
- \* 介護職員等ベースアップ等支援加算があります。これは、介護職員等の賃上げ効果が継続される取り組みを行った場合に1か月の総単位数の1.5%加算されます。
- \* 上記の利用料は一日あたりの目安であり、請求は月でまとめてさせて頂きます。

#### （2）利用の中止や変更について

利用予定日の前に、本人の都合により、サービスの利用を中止または変更することができます。この場合は利用予定日の前日までに、事業者に連絡して下さい。

#### （3）その他の費用として次に掲げる費用の額を徴収する。

- ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

おむつ代＝実費 おやつ代＝実費

- ② 日常生活費のうち、入居者が負担することが適當と認められる費用＝実費

### 10. サービスの利用方法

#### （1）サービスの開始について

当事業所のサービスを利用するにあたりましては、事業所の職員に相談して下さい。

#### （2）サービスの終了について

- ① 利用される方の都合により終了する場合は、サービス終了希望日の10日前までに文書で申し出て下さい。
- ② 事業者の都合で終了する場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 本人が、死亡された場合、介護保険施設や医療機関に入所または長期入院した場合、要介護認定区分が非該当と判定された場合は、自動的にサービス終了となります。

### 11. 嘱託医

医療機関の名称	伏木医院 口出 将司D r.
所在地	大津市見世2丁目12-12 T E L 077-522-5118
診療科	内科・外科・消化器内科・脳神経外科

### 12. 協力医療機関

医療機関の名称	山岡医院
所在地	大津市坂本6丁目27番21号 T E L 077-578-0145

診療科	精神科
-----	-----

医療機関の名称	洛和会 音羽病院
所在地	京都市山科区音羽珍事町2番地 Tel 075-593-4111
診療科	総合病院

医療機関の名称	琵琶湖大橋病院
所在地	大津市桜野町一丁目9番19号 Tel 077-524-0523
診療科	歯科

### 1 3. 災害時の対策

災害時の対応	西教寺及び地域消防自衛団との協力体制
防災訓練	年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スプリンクラー</li> <li>・ 自動火災報知器</li> <li>・ 防火扉、シャッター</li> <li>・ 非常通報装置</li> <li>・ 避難階段及び避難用滑り台</li> <li>・ 誘導灯</li> <li>・ 屋内消火栓</li> <li>・ 漏電火災報知器</li> </ul>

### 1 4. 身体拘束

- (1) 当事業所は当該利用者又は他の利用者等の、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 当事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図っていきます。
  - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
  - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行います。

### 1 5. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付について  
当施設でのサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情等がありましたら、以下の窓口で受け付けています。お気軽にご相談下さい。  
真盛園苦情窓口・・・中村 智章 Tel 077-578-0044
- (2) 行政機関その他苦情受け付け機関

大津市役所介護保険課	大津市御陵町3-1 (月~金、9:00~17:00 祝日除く) Tel 077-528-2753
------------	---

滋賀県運営適正化委員会	県立長寿社会福祉センター内（月～金、9：00～17：00 祝日除く） TEL 077-567-4107
滋賀県国民健康保険 団体連合会	大津市中央4丁目5番9号（月～金、9：00～17：00 祝日除く） TEL 077-510-6605

## 16. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

## 17. 非常災害対策

- (1) 当事業所は、非常災害等に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- (2) 当事業所は、非常災害等の発生の際に他の社会福祉施設との連携・協力を図り相互にその事業を継続することができるよう努めなければならない。

## 18. 衛生管理

- (1) 当事業所は利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品および医療器具の管理を適正に行います。
- (2) 当事業所において食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。
  - ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っていきます。
  - ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
  - ③職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

## 19. 守秘義務

当事業所及び受託サービス事業者の従業者は、サービス提供をする上で知りえた本人及び家族の方に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。またこの守秘義務は、契約が終了した後も継続します。

## 20. 事業所運営の指針

- (1) 当事業所を運営する法人の役員、施設長及び職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項においても同じ。）であってはならない。
- (2) 当事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

## **2 1. 入所者の人権の擁護、虐待防止**

当事業所は入所者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っていきます。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的に行います。
- ④ 虐待防止に対する担当者を設置します。

## **2 2. 事業継続計画の策定等**

- (1) 当事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時での体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## **2 3. 施設利用にあたっての留意事項**

施設の入所者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ① 外出、外泊については外泊・外出届を提出し、帰園日時を守ること。帰園日時に変更がある場合は速やかに連絡を行うこと。付き添い者がいる場合は付き添い者が責任をもって帰園まで付き添うこと。
- ② 大声や騒音、暴力行為等、他の利用者の迷惑になる行為を行わないこと。またやみくもに他の居室等に立ち入らないこと。
- ③ 施設内の設備・器具備品は本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。
- ④ 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動は行わないこと。
- ⑤ 喫煙は決められた場所以外で行わないこと。

## **2 4. その他の事項**

- (1) 当施設ではボランティアや介護実習生を受け入れています。時には、ボランティアや介護実習生が介護に当たる場合がありますが、法律に定められたものや県の方針によるものであり、介護者育成または広く理解を広めるためのものでありますので、ご了承下さい。
- (2) 本人または他の利用者の状態によって居室を変更する場合がありますが、よりよい入居環境を確保するためでありますので、ご了承下さい。

## **2 5. その他運営に関する留意事項**

- (1) 当事業所は、全ての特定施設入居者生活介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、

介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、職員等の資質の向上を図るために研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- (2) 事業所の従業者および受託サービス事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (3) 当事業所は、従業者および受託サービス事業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者および受託サービス事業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者および受託サービス事業者との契約の内容とする。
- (4) 当事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (5) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人真盛園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 26. サービスの第三者による評価の実施状況について

実施の有無	無
-------	---

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から社会福祉法人真盛園特定施設入居者生活介護サービスについて、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

社会福祉法人真盛園特定施設入居者生活介護サービスについて、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 滋賀県大津市坂本5丁目13番1号

名称 社会福祉法人真盛園 印 \_\_\_\_\_

説明者 職名 生活相談員

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_